

社援発0424第6号
令和6年4月24日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法施行事務監査の実施について」の一部改正について

生活保護法施行事務監査については、「生活保護法施行事務監査の実施について」(平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知)により行われているところであるが、今般、本通知を下記のとおり改正したので、了知の上、その実施に遺漏なきよう取り扱われたい。

記

生活保護法施行事務監査実施要綱の別紙「生活保護法施行事務監査事項」を次の新旧対照表のとおり改める。

新旧対照表

「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）

別添 生活保護法施行事務監査実施要綱

別紙 生活保護法施行事務監査事項

主眼事項（新）	着眼点（新）	主眼事項（旧）	着眼点（旧）
<p>1 2 各種調査の状況 (1) (略) (2)年金の状況</p> <p>2 0 個別具体的な指導援助の状況</p>	<p>1 (略) 2 年金等の受給権の確認 (1) 日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」を活用するなど、老齢基礎年金等の受給権について確認されているか。 (2)～(6) (略)</p> <p>1～4 (略) 5 個別具体的な指導援助の充実 (1)、(2) (略) (3) 母子世帯等に対する指導援助の状況 ア～ウ (略) エ 特定教育訓練施設への入学が確実に見込まれる者又は安定した職業に確実に就くと見込まれる者等に対しては、<u>進学・就職準備給付金</u>の申請等について助言するなど、被保護者の申請が確実に行われるよう支援されているか。 また、申請があった場合は支給の決定が速やかに行われているか。 オ (略) 6 (略)</p>	<p>1 2 各種調査の状況 (1) (略) (2)年金の状況</p> <p>2 0 個別具体的な指導援助の状況</p>	<p>1 (略) 2 年金等の受給権の確認 (1) 日本年金機構から<u>35歳、45歳及び59歳</u>時に送付される「ねんきん定期便」を活用するなど、老齢基礎年金等の受給権について確認されているか。 (2)～(6) (略)</p> <p>1～4 (略) 5 個別具体的な指導援助の充実 (1)、(2) (略) (3) 母子世帯等に対する指導援助の状況 ア～ウ (略) エ 特定教育訓練施設への入学が確実に見込まれる者に対しては、<u>進学準備給付金</u>の申請等について助言するなど、被保護者の申請が確実に行われるよう支援されているか。 また、申請があった場合は支給の決定が速やかに行われているか。 オ (略) 6 (略)</p>